

COVID-19 対応ガイドライン：BSL (Version7)

1 基本方針

「自治医科大学医学部：COVID-19 に対する対応表」に基づき、標準予防策をはじめとする感染防止対策を徹底し、BSL を実施する。

2 健康管理

- (1) 規則正しい生活をする。
- (2) 毎朝体温を測定し、その日の体調と共に BSL 開始 15 分前までに Moodle に入力する。また、各実習科にて出席確認とともに、Moodle の入力情報および体調を確認する。体温測定結果を入力していない場合は、出席を認めないこととするが、体温とその入力の確認出来た時点から、出席を認めることとする。なお、入力の確認出来た時点の時間により、出席、遅刻、欠席を判断することとする。

《実習科確認画面（教職員専用）》

Moodle 上の「健康管理・入力状況確認（当日のみ）」より確認出来ます。

※科目責任者および BSL 連絡協議会の先生方が確認出来るよう登録されておりますが、追加登録する場合は、学事課までご連絡ください。

- (3) のどの痛み・だるさ・咳・痰・発熱・下痢・吐き気・頭痛・関節痛・筋肉痛・嗅覚異常・味覚異常を認めたときは、直ちに保健センターへ連絡し、指示に従う。
(電話：0285-58-▲▲▲▲、メール：▲▲▲@gmail.com)
- (4) さいたま医療センターへ移動する前に体調不良を認めた場合、寮内に待機し、保健センターの指示を仰ぐ。

3 欠席・早退

- (1) 無断欠席は厳禁とする。
- (2) 体調不良の場合、保健センターに連絡し、出席の可否について判断を仰ぐ。
- (3) 保健センターから休むよう指示があった場合、学生から各実習科に連絡する。(さいたま医療センターの場合は BSL 事務室、学外施設での実習の場合は本学実習科および学外施設に連絡する)
- (4) 実習科から指示されたメディア授業等の課題を行うことにより出席とみなす。
- (5) BSL の途中で、体調に変化を感じたら直ぐに教員に報告する。
報告を受けた教員は、当該学生を直ぐに帰宅させ、学事課教務係(3285、3314)に報告する。連絡を受けた学事課教務係は、保健センターに連絡し指示を仰ぐ。
- (6) 後日、欠席届を学事課に提出する。

4 院内での感染予防の徹底

- (1) 名札、マスクを常時着用する。
- (2) アルコールを携帯し、アルコールによる手指衛生、流水・石鹸による手洗い、咳エチケットなど標準予防策を励行する。

- (3) 診察毎、患者さんの部屋への入室毎に必ず手指衛生を行う。
- (4) 指導教員は各クールのBSL開始時に学生に健康管理および感染予防を徹底するよう注意喚起を行う。
- (5) 指導教員は感染制御部笹原先生が作成した学生用の「新型コロナウイルス感染症に備えて-医療系学生としてできること」に目を通しておく。(totaraにて閲覧可能)

5 実習内容

(1) 患者さんと接する場合

- ①感染防止対策を徹底し、医行為を実施する。
- ②複数の学生が一人の患者さんを担当することに制限は設けないが、同時に一人の患者さんに接する学生は2名までとする。なお、診察室、手術室、内視鏡室等に同時に入室する学生は2名までとする。ただし、手術室については科目責任者が密な状況を回避しようと判断した場合は2名を超える入室を認める。

③Moodle上のBigBlueButton(同期型遠隔システム)を利用し、別室で診察状況等を見学することもある。

(2) クルズス・カンファレンス等について

- ①従来のクルズス・カンファレンスを実施できない場合は、メディア授業(同期型または非同期型)を活用する。
- ②部屋の換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をする。
- ③人と人との間に十分な距離を保持する。
- ④密集する場合は、Moodle上のBigBlueButton(同期型遠隔システム)を利用し、複数の部屋にて実施する。
- ⑤各講座内で部屋を準備することが難しい場合は、教育・研究棟2階セミナー室を使用する。
- ⑥複数の部屋で実施する場合は、必ず指導教員が付き、解説等を行う。

- (3) メディカルシミュレーションセンターのシミュレーターを積極的に活用する。
- (4) 医学生は診断のついていない発熱患者等の診察は避ける。一般外来、救急などで事前の情報不十分のときは、感染防止対策を講じて実習を行う。
- (5) 寮内の共同利用設備(風呂等)の利用状況に配慮し、BSLの終了時刻を設定する。遅くとも21時までに終了する。

なお、当直実習を実施する場合、寮には門限があり、23時～6時30分の間は出入りが出来ないため、学生の食事、入浴、宿泊場所に十分に配慮する。

6 学生控室・昼食

- (1) 現在使用している学生控室が3密(密閉・密集・密接)になる場合は、原則、本館講堂1・2を学生控室として使用する。
- (2) 本館講堂1は4年生、本館講堂2は5年生とする。
- (3) 本館講堂の使用可能時間は、原則平日10時～17時とする。
- (4) 昼食は本館講堂内、学生食堂または寮の自室等とする。
- (5) 本館講堂内での昼食では、次のことを遵守すること。
 - ①他の学生と十分な距離を保持する。

- ②対面ではなく、横並びで座る。
- ③ごみは所定のごみ箱に捨てる。
- ④使用後は机の上を除菌ペーパー等で消毒する。
- (6) 適切に使用されない場合は、本館講堂内での昼食を禁止とする。
- (7) 附属病院内の職員食堂では食事をしない。
- (8) 昼食時間を十分に確保する。昼食は、寮の自室での自炊、J-プラザ内のファミリーマート、本館北口で販売する弁当、学生食堂のいずれかで確保する。実習科においてはご配慮をお願いします。
- (9) 食事中は、マスクを外した状態なので、会話は厳に慎むこと。

7 その他

上記のほか、附属病院、さいたま医療センター、学外実習施設等からの各種指示に従う。